

諮問庁：財務大臣

諮問日：令和8年3月17日（令和8年（行情）諮問第360号及び同第361号）

答申日：令和8年7月8日（令和8年度（行情）答申第332号及び同第333号）

事件名：特定法人の製造たばこ出張販売許可に係る業務委託契約書等の一部開示決定に関する件
特定個人の製造たばこ出張販売許可に係る業務委託に関する覚書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和7年9月18日付け特定記号第1320号及び同第1321号により特定財務局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）原処分1に対する審査請求書

開示する行政文書の名称として、起案あるいは決裁年月日及び文書番号である特定記号第105号や件名等を記載すべきところ、そのような特定した行政文書の記載がなかった。文書の特定を欠く処分は違法である。

また、業務委託契約書（P119、120、121、152、153、154、181、182、183、193、194、195）の委託内容は法5条2号イに該当しないため、当該部分を不開示とした本件処分はやはり違法である。

以上のことからすると、本件処分は取消しを免れない。

(2) 原処分2に対する審査請求書

開示する行政文書の名称として、起案あるいは決裁年月日及び文書番号である特定記号第268、270号や件名等を記載すべきところ、そのような特定した行政文書の記載がなかった。文書の特定を欠く処分は違法である。

また、たばこ出張販売にかかる業務委託に関する覚書（P53、54、64、65、75、76、86、87、98、99、111、112、123、124、168、169、170、171、182、183）の甲の営業所所在地は法5条1号に、また委託内容は法5条2号イに該当しないため、当該部分を不開示とした本件処分はやはり違法である。

以上のことからすると、本件処分は取消しを免れない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

- (1) 令和7年7月17日付（同年7月22日受付）で、法3条に基づき、審査請求人から特定財務局長（処分庁）に対し、別紙に掲げる本件対象文書について各開示請求が行われた。
- (2) これに対して、処分庁は、法9条1項の規定に基づき、令和7年9月18日付特定記号第1320号及び同第1321号により、各一部開示決定（原処分）を行った。
- (3) この原処分に対し、令和7年12月19日付（同年12月25日受付）で、行政不服審査法（以下「行審法」という。）2条に基づき、各審査請求が行われたものである。

2 審査請求人の主張

上記第2の2（1）及び（2）と同旨。

3 諮問庁としての考え方

(1) 諮問第360号について

ア 本件対象文書1について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書1を特定し、原処分1を行った。

これに対し、審査請求人は、行政文書開示決定通知書のうち「開示する行政文書の名称」に記載された行政文書名が不正であること、また開示決定した文書のうち一部不開示部分が法5条2号イに該当しないことを理由として、原処分1の取消しを求めている。

そこで、本件対象文書1の名称及び不開示理由の妥当性について検討する。

イ 原処分1の妥当性について

- (ア) まず、本件対象文書1の名称について検討する。行審法1条1項において、不服申立ての対象を行政庁の違法又は不当な処分その他

公権力の行使に当たる行為と規定している。審査請求の対象である「処分」とは、行政庁が国民に対する優先的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう（逐条解説行政不服審査法 平成28年4月総務省行政管理局）。

諮問庁において、提出された審査請求の適法性について審査した結果、行政文書の名称に係る不服申立ては、処分庁が行った本件処分の内容を不服とするものではなく、特定した行政文書に係る件名等が本件処分通知に書かれていないことを不服としてなされたものである。このことから、審査請求人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定することが法律上認められているものとはいえず、審査請求の対象とすべき「処分」に該当しないため、不適法と認められる。

（イ）次に、審査請求がなされた不開示部分について検討する。諮問庁において確認した結果、業務委託契約書の委託内容のうち、販売、営業、技術、事業活動、契約を締結した法人同士の権利利益が含まれる情報は、これらを公にすることにより、契約者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当すると考えられる。他方、これらに該当しない業務委託契約書の序文、各条番号、各見出し、第1条・第2条・第4条・第9条の各規定、同契約書末文、契約締結年月日は、各契約者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないため、法5条2号イに該当せず、開示する必要があると考えられる。

（2）諮問第361号について

ア 本件対象文書2について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書2を特定し、原処分2を行った。

これに対し、審査請求人は、行政文書開示決定通知書のうち「開示する行政文書の名称」に記載された行政文書名が不正であること、また開示決定した文書のうち一部不開示部分が法5条1号及び同条2号イに該当しないことを理由として、原処分2の取消しを求めている。

そこで、本件対象文書2の名称及び不開示理由の妥当性について検討する。

イ 原処分2の妥当性について

（ア）上記（1）イ（ア）と同旨。

（イ）次に、審査請求がなされた不開示部分について検討する。諮問庁

から処分庁に確認した結果、甲の営業所所在地を記載すべき箇所には、当該営業所所在地とは異なる甲個人の自宅住所が記載されていることが確認された。この点については、本来、当該箇所は個人の小売販売業許可者である甲の営業所所在地を記載すべき箇所であるが、誤って甲の自宅住所が記載されている以上、当該記載については、それを公にすることにより、特定の個人を識別され、個人の権利利益や生活、安全等を害するおそれがあるため、法5条1号に該当すると考えられる。

加えて、覚書のうち、販売、法人同士の権利利益が含まれる情報は、これらを公にすることにより、契約者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当すると考えられる。他方、「たばこ出張販売にかかる業務委託に関する覚書」の序文、善管注意義務・製造たばこの定価販売・製造たばこの保管及び管理・製造たばこの売上代金の引き渡し・同覚書の有効期間・反社会的勢力に該当しないことの表明や保証・保険局による指示の履行・各省庁や保険局の指示及び勧告に従うことへの合意といった各規定、同覚書末文、同覚書締結年月日は、各契約者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないことから、法5条2号イに該当せず、開示する必要があると考えられる。なお、上記の法5条2号イ非該当箇所のうち、製造たばこの定価販売・製造たばこの保管および管理・製造たばこの売上代金の引き渡し・同覚書の有効期間・同覚書末文については、特定財務事務所がウェブサイトにおいて「出張販売にかかる業務委託の内容を明らかにした書類」として公表する参考書式に掲載された契約内容の例に準ずる公知の情報であることから、なおのこと法5条2号イに該当しないと考えられる。

4 結論

以上のことから、法9条1項の規定に基づき行った原処分のうち、一部については審査請求を認容し、取消の上開示決定するものの、その他については原処分維持が妥当であると考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| ① 令和8年3月17日 | 諮問の受理（令和8年（行情）諮問第360号及び同第361号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同年4月16日 | 審議（同上） |
| ④ 同年7月2日 | 令和8年（行情）諮問第360号及び同第 |

361号の併合、本件対象文書の見分並びに
審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする各決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、別表1に掲げる部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めているものと解されるところ、諮問庁は、改めて検討した結果、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別表2に掲げる部分については新たに開示することとし、その余の部分（以下「本件不開示維持部分」という。）については不開示を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、原処分における行政文書開示決定通知書の「開示する行政文書の名称欄」の記載方法については、当審査会で判断すべき事項ではないと解されることから、当該事項に係る判断はしない。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示維持部分が記載された文書

本件不開示維持部分が記載された文書は、たばこの出張販売許可についての決裁文書中の、特定法人が他の者に対してたばこの小売販売業務を委託する内容の「業務委託契約書」及び特定個人が他の者に対してたばこの出張販売に係る業務を委託するに当たっての合意を内容とする「覚書」である。

(2) 別表1の1の番号1及び別表1の2の番号3の不開示維持部分について

当審査会において、別表1の1の番号1及び別表1の2の番号3における不開示維持部分を見分したところ、これらには、委託者と受託者の間の契約及び合意の内容のうち、業務委託の対価、有効期限等の具体的事項が記載されていると認められる。これらの契約及び合意の内容は、本来は当事者以外の第三者の知るところではなく、当該不開示維持部分は、その中でも特に個別性が高い取引内容に係る情報であって、これを公にすることによって、類似の業務を営む第三者がこれを知るところとなれば、本件の委託者及び受託者に競争上の不利益等が生ずるおそれがあるといえることができる。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、法人又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当

である。

(3) 別表1の2の番号2における不開示維持部分について

当審査会において、諮問庁から提示を受けた資料を確認したところ、これらには、たばこ出張販売受託者の氏名が記載されているほか、上記第3の3(2)イ(イ)の諮問庁説明のとおり、たばこ小売販売許可者である特定個人の営業所所在地が記載されるべき部分に、誤って特定個人の自宅住所が記載されていることが認められる。

当該不開示維持部分に記録された情報は、当該受託者の氏名及び当該許可者である特定個人の氏名と共に記載された自宅住所であり、いずれも法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、それぞれ特定の個人を識別することができるものに該当する。当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、同号ただし書イに該当しない。また、当該部分は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるとはいえず、同号ただし書ロ及びハに該当するとは認められない。さらに、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、当該受託者の氏名については、部分開示の余地はなく、また、当該許可者である特定個人の氏名と共に記載された自宅住所は、個人識別部分である氏名が既に開示されていることから、部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件対象文書 1

特定財務事務所財務課が保有する特定法人に特定日付で許可した製造たばこ出張販売許可について、申請及び許可に係る起案決裁文書のうち、特定法人に係る文書

2 本件対象文書 2

特定財務事務所財務課が保有する特定個人に特定日付で許可した製造たばこ出張販売許可について、申請及び許可に係る起案決裁文書のうち、特定個人に係る文書

別表 1

1 審査請求人が開示すべきとする部分（原処分 1）

番号	対象文書名及び内容	不開示部分	根拠条項	不開示理由
1	業務委託契約書 (P 1 1 9、1 2 0、 1 2 1、1 5 2、1 5 3、1 5 4、1 8 1、 1 8 2、1 8 3、1 9 3、1 9 4、1 9 5)	委託内容	法 5 条 2 号イ	当該部分を 公にした場 合、当該法人 の正当な利益 を害するおそ れがあるため。

2 審査請求人が開示すべきとする部分（原処分 2）

番号	対象文書名及び内容	不開示部分	根拠条項	不開示理由
2	たばこ出張販売にかか る業務委託に関する覚 書 (P 5 3、5 4、6 4、6 5、7 5、7 6、8 6、8 7、9 8、9 9、1 1 1、1 1 2、1 2 3、1 2 4、1 6 8、1 6 9、 1 7 0、1 7 1、1 8	特定個人 (甲) の営 業所所在地 (住所)、 受託者 (乙) の氏 名	法 5 条 1 号	当該部分を 公にした場 合、特定の個 人を識別され るおそれがあ り、個人の権 利利益を害す るおそれがあ るため。
3	2、1 8 3)	委託内容	法 5 条 2 号イ	当該部分を 公にした場 合、当該法人 の正当な利益 を害するおそ れがあるため。

別表 2

1 諮問庁が新たに開示を相当とする部分（原処分 1）

番号	対象文書名及び内容	新たに開示する部分
1	業務委託契約書 (P 1 1 9、1 2 0、 1 2 1、1 5 2、1 5 3、1 5 4、1 8 1、 1 8 2、1 8 3、1 9 3、1 9 4、1 9 5)	序文、各条番号、各見出し、1 条・ 2 条・4 条・9 条の各規定、同契約書 末文及び契約締結年月日

2 諮問庁が新たに開示を相当とする部分（原処分 2）

番号	対象文書名及び内容	新たに開示する部分
3	たばこ出張販売にかか る業務委託に関する覚 書 (P 5 3、5 4、6 4、6 5、7 5、7 6、8 6、8 7、9 8、9 9、1 1 1、1 1 2、1 2 3、1 2 4、1 6 8、1 6 9、 1 7 0、1 7 1、1 8 2、1 8 3)	序文、善管注意義務・製造たばこの 定価販売・製造たばこの保管及び管 理・製造たばこの売上代金の引き渡 し・同覚書の有効期間・反社会的勢力 に該当しないことの表明や保証・保険 局による指示の履行・各省庁や保険局 の指示及び勧告に従うことへの合意と いった各規定、同覚書末文及び同覚書 締結年月日